金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	
事務所用のもの及び左記以外のもの	三八
住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、病院用又は教習所用のもの	三四
変電所用、発電所用又は車庫用のもの	三一
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	二〇
その他のもの	
倉庫事業の倉庫用のもの	二六
その他のもの	三一
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	
事務所用のもの及び左記以外のもの	三〇
住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、病院用又は教習所用のもの	二七
変電所用、発電所用又は車庫用のもの	二五

金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	
事務所用のもの及び左記以外のもの	三八
住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、病院用又は教習所用のもの	三四
変電所用、発電所用又は車庫用のもの	三一
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの	二〇
その他のもの	
倉庫事業の倉庫用のもの	二六
その他のもの	三一
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	
事務所用のもの及び左記以外のもの	三〇
住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、病院用又は教習所用のもの	二七
変電所用、発電所用又は車庫用のもの	二五